

令和5年度第4回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和5年11月28日（火）

立川市福祉保健部保険年金課

## 令和5年度第4回立川市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和5年11月28日（火） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所101会議室

出席委員 被保険者代表（5名）  
田尻 隆子 西村 徳雄 萩原 幸夫 宮本 直樹  
山田 廣幸

保険医及び保険薬剤師代表（3名）  
平田 俊吉 森谷 健一 石原 一生

公益代表（4名）  
頭山 太郎 山本 みちよ 浅川 修一 黒川 重夫

被用者保険等保険者代表（1名）  
大塚 智廣

出席説明員 副市長 田中 良明  
保健医療担当部長 浅見 知明  
保険年金課長 横田 昌彦  
健康づくり担当課長 佐藤 良博  
保険年金課業務係長 小安 裕史  
保険年金課医療給付係長 熊谷 由希雄  
保険年金課賦課係長 高橋 定洋

書 記 保険年金課業務係 加藤 亜美

## 次 第

- 1 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について（諮問）
- 2 その他

## 資 料

- 資料 1 令和 5 年度東京都国民健康保険運営方針の改定について（抜粋）
- 資料 2 立川市国民健康保険の現状
- 資料 3 立川市国民健康保険の保険料について（令和 5 年 1 月答申）
- 資料 4 月例経済報告（令和 5 年 10 月）（抜粋）
- 資料 5 非自発的失業者にかかる国民健康保険料の軽減申請者数推移
- 資料 6 東京の企業倒産状況の推移
- 資料 7 令和 6 年度 経営方針（抜粋）
- 資料 8 全国市長会 国民健康保険制度等に関する重点提言（抜粋）
- 資料 9 国保保険料賦課限度額について

令和5年度第4回立川市国民健康保険運営協議会

令和5年11月28日

【保険年金課長】 定刻となったので、国民健康保険運営協議会を始める。

【会長】 これより令和5年度第4回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。  
会議の成立要件の確認について事務局より願います。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 会議録署名委員の選任を行う。(会議録署名委員の指名)  
議題に入る前に資料の確認を願います。

【業務係長】 (資料を確認)

立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について、市長より諮問がある。

【市長】 諮問事項については、財政健全化計画及び保険料についてということで、来年の1月17日までに答申を賜りたい。

諮問の趣旨については、国保財政等も大変厳しい状況の中で、国等の動向によって、保険料及び限度額の値上げもあるが、長引くコロナ禍の影響、近年のウクライナ情勢、あるいは中東情勢等の中で、日本の社会の中では物価の高騰という国民にとっては大変生活上苦しい状況にある。そういった中で、国保の健全化とその負担者の生活の問題等、いろいろと課題もあり、また、子育て世帯の方々の均等割の軽減措置も拡充をしていきたいという考えも持っている。そういった面も併せながら、御意見をいただき、答申を賜ればと考えている。

【会長】 市長は、他の公務があるのでここで退席する。

(市長退席)

【会長】 ただいま市長より諮問を受けた。答申は、来年の1月17日に行いたいと思う。諮問の写しを配布する。(諮問文の写し配付)

【会長】 財政健全化計画及び保険料について、事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】 昨年度の答申において、令和5年度の保険料は、歴史的な物価高騰などの影響により、経済や市民生活へ深刻な影響が継続していたことから、前年度に引き続き、保険料率等を据え置くこととした。

また、令和6年度の保険料につきましては、現行の財政健全化計画に基づき、令和6年度の削減予定額8,226万3,000円を基準とし、複数の削減予定額、保険料改定案を提示した上で、国民健康保険運営協議会にて審議することとなっている。

しかし、物価は依然として昨年から上昇を続けており、そうした要因により、地域経済や市民生活において大きな影響を受けているといった現状もある。現況を示すものとして幾つかの資料を用意したので、その内容について説明をさせていただく。

初めに資料1。東京都で策定している国民健康保険運営方針の改定案の概要で、今回の改定では、主に赤字削減、赤字解消及び削減のための目標年次の設定や、納付金ベースにおける統一に向けた工程表の策定などが論点として掲げられている。

改定案についての意見公募等を行った後、来年2月に改定された方針の決定、公表がされる予定となっており、また来年度5月の運営協議会にて内容の御報告をさせていただきたいと思っている。

国民健康保険事業費納付は、市町村が支払う保険給付費の全額を、都道府県が市町村に交付するための財源として、都道府県が市町村より徴収するもので、市の国保会計において歳出の大きな部分を占めるものとなっている。

資料2は、立川市の国民健康保険に係る主要な項目について、その推移を表したものである。1つ目のグラフ、1人当たり医療費の推移で、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による医療の受診控えがあったため、一時的に数値が下がっているが、その期間を除くと、1人当たり医療費は年々右肩上がり推移している。

次に、国民健康保険事業費納付金の推移。1人当たり医療費の増加により、国民健康保険事業費納付金は過去2年間、大幅に上昇しており、令和4年度は前年度に比べ約2億2,

900万円の増、令和5年度は約3億7,000万円の増となっていた。しかし、今回東京都より示された仮係数に基づく立川市の令和6年度の納付金額は5億1,741万円と、令和5年度に比べ約1億800万円の減となっている。これは、1人当たり医療費などの増要因の伸び以上に、被保険者数の減少などの減の要因が大きく影響しているものと考えられる。

国民健康保険料の推移は、平成31年度までは所得割、均等割ともに年々引上げを行っていたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰などの影響により、料率等は据置きとなっている。

法定外繰入金の推移は、1人当たりの医療費の増等に伴う国民健康保険事業費納付金の増加により、令和4年度は前年度に比べ約2億8700万円の増、令和5年度は5億9,700万円の増となっていたが、令和6年度は9,400万円の増の見込み。

過去2年間に比べ、増加幅は縮小したものの、なお繰入金が増加した要因としては、令和6年度の国民健康保険事業費納付金は、前年度に比べ約1億円超の減となったが、同時に国保全体の被保険者数が減少していることから、保険料収入が減少したためである。

資料3は、今年の1月、国民健康保険運営協議会で出した保険料に係る答申で、令和5年度の保険料は、物価高騰に伴う市民生活への影響を鑑み、据置きとした。

資料4は国のほうで毎月出している月例経済報告の10月版の抜粋で、景気に関する政府の公式見解を示す報告書となっている。

企業の業況判断としては「総じてみれば緩やかに改善している」となっている一方、倒産件数につきましては「増加がみられる」となっている。

また、消費者物価の欄で、国内企業物価はこのところ横ばいとなっており、消費者物価は上昇しているという記載となっているが、この消費者物価は「当面、上昇していくことが見込まれる」との記載がある。

資料5は、非自発的失業者の保険料軽減に係る申請者数の推移の比較。非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減とは、会社の倒産やリストラなどにより離職された方で、雇用保険の失業給付を受けながら再就職活動を行う方、または行っていた方は、申請により、前年の給与所得を100分の30とみなして保険料を算定するというものである。

この非自発的失業軽減申請者数を令和4年度と5年度で比較してみると、4月から10月までの期間で、令和5年度は前年度に比べ14.5%増となっており、さらに8月以降で

見てみると、42.1%増となっている。

資料6は、東京の企業倒産件数の推移の比較。4月から10月までの期間の倒産件数を令和4年度と5年度で比較すると、令和5年度は前年度に比べ42.6%増となっており、特に10月は71.6%増。

この倒産件数を産業別の構成比で見ると、サービス業ほかが32.8%、建設業が18.8%、卸売業が11.8%、製造業が11.0%、小売業が9.2%となっている。また、従業員数別の構成比としては、1人から4人が72.5%、5人から9人が15.5%、10人から19人が7.8%と、小規模の企業の倒産が多くなっている。

資料7は、令和6年度の立川市の経営方針で、重点取組施策の4、福祉・保健の区分において、子育て世帯の国民健康保険料の負担の軽減が検討事項として記載されている。

資料8は、今年の6月に全国市長会で決定された「国民健康保険制度等に関する重点提言」で、子供に係る均等割保険料の軽減割合の拡大が国への提言として記載されている。同様の提言、要望が全国知事会からも国に対して出されているところである。

最後に資料9は、国民健康保険の賦課限度額を、令和6年度に2万円引き上げて106万円とするという国の方針の記事と、立川市及び多摩26市の賦課限度額の推移を比較した表を記載した資料。保険料の賦課限度額は、国の定めた法定上限額から乖離が大きくなってきており、令和5年度においても国が上限を引き上げる方針を示したことから、基礎賦課額を2万円引き上げることとした。

今回は、保険料を構成する区分として、令和5年度に引き上げた基礎賦課分ではなく、後期高齢者支援金分についての国の上限の引上げであるが、法定上限額が合計106万円に引き上げられることから、立川市の現行の上限98万円と比較すると、その差がまたさらに開いてしまうといった状況である。

【会長】 本日の進め方だが、まず、事務局より今説明を受けた資料等についての質疑応答を行い、次に事項に対する審議を行いたいと思うが、このような進め方でよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、資料及び今の説明に何か質問はあるか。

【A委員】 最初に資料5で、非自発的失業軽減申請者数推移において、増加が非常に

多くなっていると思うが、その要因について教えてほしい。

2つ目は、資料8で、市長会が国に出した要望の中で、「低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること」と求めているが、立川市の場合は、この低所得者を多く抱える保険者に含まれるのか。

3つ目が、賦課限度額について、資料9で、賦課限度額が、例えば3,000万所得があっても、5,000万あっても1億を超えても、この98万で頭打ちということで、これは法律で決まっています仕方がないということか。

**【会長】** まず第1点目、非自発的失業者が発生している要因、あるいは原因が分かるかということだが、いかがか。

**【保険年金課長】** 資料5の部分で、非自発的失業の申請者数が増えているということに対して、その要因は何かというところだが、申請書を提出いただくときにその理由を書きいただいているが、その要因は倒産による申請が多い。

次に、資料8について、立川市において、低所得者を多く含むということに関して他の自治体との比較等の質問だが、低所得者の人数や比率に関して、多摩26市等と比較をした表がないため、お答えができかねる。

最後に資料9で、賦課限度額は、現行、立川市は98万円だが、この部分についてもう少し引上げができないのかということである。

国民健康保険料というのは、基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの部分で構成されており、それぞれの部分について上限の賦課限度額、保険料の上限というものが決められている。この部分が法定上限額と言われている部分だが、国のほうでは今回、現在その合計の上限金額が104万円だったところを、令和6年度、さらに2万円上限を上乗せして106万円とするという報道がされているところである。

立川市においては、その3つの上限金額の合計が、令和4年度までは96万円だったが、このグラフのとおり、法定上限額や多摩26市の平均と比べてみても、大分差が開いてきてしまったので、2万円、基礎賦課分について引き上げた。

令和6年度は、国のほうでさらに、後期高齢者支援金分、これは保険料を徴収した後に後期高齢者の支援制度のほうに回る資金なのだが、そちらの部分について2万円の引上げ



をするという方針が示されており、立川市でどのような取扱いとするかということ、今回の運営協議会で審議いただけたらと思っている。

【会長】 質問の趣旨で、どんなに所得が多くても、この賦課限度額までしか支払う必要はないのか、それは法定されているのかということであったと思うが、いかがか。

【保険年金課長】 上限金額が定められているので、どれだけ高い所得があっても、この上限金額のところは上限となるので、これ以上の保険料については徴収することができない。

【会長】 A委員、よろしいか。ほかに御質問はあるか。

【B委員】 資料2で、被保険者が減少したという話を聞いたが、どのくらい減少したのか。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 令和4年度の決算ベースだが、被保険者数は3万6,252人となっており、令和3年度の3万7,354人と比較すると、約1,000名の減となっている。

【B委員】 1年で1,000名。

【保険年金課長】 この被保険者の減少については、以前も話が出たが、ここ何年かは74歳の方や団塊の世代の方が、徐々に後期高齢者医療制度のほうに移動していくというところがあり、大きな人数が、2025年ぐらいまで減っていくという状況である。

【会長】 B委員、よろしいか。ほかに御質問はあるか。

【C委員】 今の質問に関連して、団塊の世代が74歳、75歳になっていくというの

はよく分かるが、令和4年10月に社会保険が適用拡大になった影響というのは把握しているか。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 昨年10月から社会保険の適用拡大の2回目というところがあった。10月から11月にかけて、社会保険のほうになっていった方々の人数を前年度と比較すると、大体600名から700名ぐらい、その時期に移動しているところである。

【会長】 C委員、よろしいか。ほかにあるか。

【D委員】 資料の中で、内閣府が出している月例経済報告で、景気というのは落ち込んでいて、様々な要因、ネガティブなファクターがあるということで、月例経済報告10月分は出ていて、実は11月分も既に11月26日に内閣府が出していて、それは10月分よりもさらに悪くなくなっているという経済報告が出ている。頂いた資料というのは、そういった経済の動向を経済全体で見るときの資料なので、今後、財政計画だとか保険料の改定を見るときに、12月、1月、2月の動向がどうなるかというのも、またそのとき御紹介していただければと思う。景気が下がるだけでなく、上がるデータが出たら、紹介していただきたい。

【会長】 D委員の要望だと思うが、事務局、いかがか。

【保険年金課長】 政健全化計画は、次期行政経営計画と時期を合わせるということで、令和6年度中、来年度に次期計画を策定する予定に現在なっている。

財政健全化計画を新たに策定する段階においては、過去の月例経済報告の推移や、市の経済状況について、資料を継続的に経過として示して、皆様に御議論いただきたいと思っている。

【会長】 ほかにいかがか。よろしいか。

ほかに質問はないようなので、資料等についての質問は以上とさせていただき、各委員より財政健全化計画及び保険料について意見をいただきたいと思うが、いかがか。

【E委員】 昨年、歴史的な物価高騰、経済状況や市民の生活の深刻さということで、保険料は据置きとした。財政健全化計画も、しっかりと共に進めてほしいということをお願いをしてきたところだが、各資料の様子、非自発的失業軽減申請者数、あるいは倒産件数などを見ても、やはり去年よりも経済の状況というものは悪化していると言わざるを得ない。日々の生活の中でも御苦労が多いという市民の状況を認識しているところである。

そういった観点からすると、悪化の一途をたどっている状況の中で、市長からの諮問にあるように、現在も続く物価高騰による地域経済や市民生活への影響を考慮してほしいというところを考えると、私は来年度も保険料については据え置くべきであろうと思う。

【会長】 ほかの委員の方、御意見いかがか。

【F委員】 今のE委員からの御意見は、全く私も納得、同感だと思う。資料を確認しても、状況は非常に厳しい。心情的には、引下げという思い切った方向もありなのではないかというぐらいの状況だと私は思う。しかしながら、財政健全化というような観点から考えると、あまり引下げ、引上げというようなことをやると、混乱を招きかねないということもあるので、私は据置きが妥当だろうと思っている。

賦課限度額は、昨年引き上げたばかりだが、さらなる引上げを検討すべきだろうと思う。

【会長】 ほかの委員の方、御意見はあるか。

【C委員】 令和5年度の国民健康保険料の東京の各市町村の比較を見ると、後期高齢者支援金の限度額は、ほとんどのところが今年度上げていて、上げていないのは僅かに4団体である。昨年の後期高齢者もそうだが、今年については、介護保険について賦課の段階を4段階増やすとか、国のほうは、かなり急な動きをしているということからすると、心情的には上げてほしくないが、一定のそうした負担増というのは踏まえざるを得ないという気がしている。

急激に上げるのは、賛成しかねるが、一定のバランス感覚というのは必要と思う。

【会長】 諮問文を整理すると、まず1点目が、来年度の保険料についてどうするのか、2点目が、来年度の保険料に関して、賦課限度額を引き上げるのかどうか、3点目が、財政健全化計画をどのように考えるべきなのか、4点目が、未就学児の均等割の軽減措置についてどう考えるべきなのか、大きく言って以上4点だと思うのだが、このような点について、皆様の御意見を頂戴したい。

【A委員】 私は仕事柄、市民から、いろいろな相談を受けることが多いのだが、今やはり物価高騰で本当に大変だという相談が多い。

社会保険料や国保料もそうだが、その負担が1,000円上がる、2,000円上がるだけでも大変だというようなことがあり、この間据え置いてもらったことは、本当に市民に喜ばれていると思っている。昨年よりも物価の状況は悪くなっているということで、やはり来年も据え置いてほしいと思う。

賦課限度額については、引き上げに納得をしている。

もう一つ、子供の均等割というのは、子供が1人増えると保険料が上がるという仕組みで、子育て支援と言っておきながら、この国保の制度は見直したほうがいいのではないかと前からお願いをしてきたのだが、市長から検討してという諮問が出ているので、これをぜひ市として進めていただきたいと思う。もちろん財政の問題もあるので、なかなか大変かとは思いますが、ぜひ進めていただきたい。

【会長】 ほかの委員の方、御意見いかがか。

【G委員】 私も、ふだん買物をする中で、物価がぐっと11月に入って上がっているなというのを本当に実感している。

ここまで物価が抑えられてきたものがぐっと上がり、さらにしばらくは上がるのかなという感触もあるので、そういった意味も含めて、市民生活、負担感がこれ以上増えないよという思いで、本来であれば上げていくというのが筋ではあるかなとも思うが、来年度に関しては保険料据置きでよろしいのではないかと考える。

また、賦課限度額については、他市との比較の表を見ても、これ以上差が出ないようにということも一つ大事なことかと思うので、やむを得ないかなと思う。

財政健全化計画については、これからまた計画を見ていくわけだが、激変緩和をしっかりとされながら、よい形でつくれるように進めていくべきではないかと考える。

4点目の未就学児の均等割、この件についても、子育て世帯を支えるという意味では非常に大事だなと思う。1点、この影響額はどのくらいになるのかというのが試算で分かれば、教えていただきたい。

**【保険年金課長】** 未就学児の均等割の削減で、今5割の部分が公費で賄われており、残りの5割部分について、今回、市の単独事業で行うかというところなのだが、令和6年度の試算で、合計で1,129万円ほどとなっている。

**【G委員】** しっかりとここも取り組むべきところだと思うので、ぜひよい形で、子育て支援につながるよう進められればと思う。

**【会長】** これから事務局が皆さんの意見を参考にして、いろいろ案をつくっていくという段階なので、できるだけ皆さんの思いを伝えていただければと思う。

**【H委員】** 料率をどうするのかというところだが、医療費の高騰の話も出ていて、上げなかった場合に、医療費高騰の分はどこでカバーするかという部分は、考えていかなければいけないところだと思う。どのようにしていくかというのは、中長期の財政として、しっかり今後議論すべき内容ではないかなと思う。来年度の料率については、その辺を踏まえた上での適正な料率を出していただくのが適当ではないかという意見である。

資料8の賦課限度額についてだが、法定上限や26市の平均からすると、立川市は相対的に低いかなと見受けられる。昨年2万円上げているという話だが、応分の負担という考え方や全体とのバランスなども考えると、ここは引上げしてもよいのではないかなと思う。

**【会長】** ほかにあるか。よろしいか。最後に、その他として、事務局から願います。

**【保険年金課長】** それでは、次回の運営協議会の予定について、第5回の運営協議会の日程は、12月21日の木曜日に、場所は本日と同じ101会議室での開催を予定している。また、第6回は年明け、令和6年1月17日水曜日の開催を予定している。

**【会長】** 予定された議題は以上となるので、本日の国民健康保険運営協議会を終了する。

— 了 —